

徳島県立南部防災館  
管理運営業務要求水準書

令和5年7月

徳島県南部総合県民局地域創生防災部

## 目 次

1	南部防災館の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	南部防災館の特異性	1
3	管理の基準	1
	(1)利用できる日	2
	(2)利用できる時間	2
4	管理運営体制	2
5	業務の再委託の制限	2
6	法令等の遵守	2
7	モニタリングの実施	3
	(1)事業報告書等	3
	(2)セルフモニタリング	3
	(3)実地調査	3
8	情報管理	3
	(1)業務の実施を通じて知り得た情報	3
	(2)個人情報	4
9	情報公開	4
10	規程の制定	4
11	危機管理対応	4
12	施設の使用許可	4
13	各種保険	5
	(1)火災保険	5
	(2)施設賠償責任保険	5
14	指定管理料及び経理等	5
	(1)指定管理料の額	5
	(2)指定管理料の支払い	5
	(3)帳簿及び会計証拠書類	5
15	原状回復義務	5
	(1)指定期間の満了等による場合	5
	(2)毀損滅失した場合	5
16	備品の管理	6
17	業務の内容	6
	(1)施設の運營業務	6
	(2)普及啓発業務	6
	(3)施設維持管理業務	7
	(4)施設警備業務	8
	(5)機械設備保守点検	8
	(6)その他管理に関し必要な業務	8
18	県と指定管理者の役割分担	8

19	業務不履行時の手続き	9
20	協議	9
資料①	施設配置図	11
資料②	管理運営費の状況	18
資料③	管理運営体制の状況	19
資料④	啓発業務に関する業務基準書	20
資料⑤	維持管理に関する業務基準表	24
資料⑥	備品一覧（予定）	25
資料⑦	リース物件一覧（予定）	30

徳島県立南部防災館（以下「南部防災館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

## 1 南部防災館の管理運営に関する基本的な考え方

南部防災館の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 関係法令及び条例等（以下「法令等」という。）の規定を遵守すること。
- (2) 南部防災館が、県民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るとともに、本県の南部の地域における災害時の円滑な防災活動に資することを目的として設置されることを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- (3) 南部防災館の設置の目的を達成するため必要な事業を実施すること。
- (4) 効率的な管理運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- (6) 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。
- (8) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (9) 土地所有者や近隣住民、関係機関との良好な関係を維持すること。

## 2 南部防災館の特異性

南部防災館本館及び駐車場の用地及びまぜのおかオートキャンプ場管理棟は、所有者から貸付契約に基づき使用することとなるため、期間の途中であっても所有者から返還等の申し出があった場合は、当該土地、建物に係る指定管理の業務を除外することがある。

## 3 管理の基準

### (1) 利用できる日

徳島県立南部防災館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、次に掲げる休館日を除いた期間とする。

- ① 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- ② 毎月の第1火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- ③ 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

ただし、防災関係の日は原則として開館日とする。

指定管理者は特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に利用できる日を変更することができ、また、施設利用促進及びサービス向上のために利用できる日を拡大することもできる。(この場合はあらかじめ条例の改正を要する。)

## (2) 利用できる時間

条例第6条の規定に基づき、午前9時から午後5時までとする。

ただし、指定管理者は、自ら研修等を行うときその他特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に利用できる時間を変更することができる。

また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために利用できる時間を拡大することができる。(この場合はあらかじめ条例の改正を要する。)

※南部防災館の管理上支障があると認めるときは、利用を制限し、又は利用の中止を命じることができる。

## 4 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

(1) 総括責任者を専任配置すること。

(2) 南部防災館の設置目的を達成するために必要な専門知識を有する者、及び施設を適切に維持管理する者を配置すること。

(3) 防火管理者、危険物取扱者、電気主任技術者、無線従事者など、法で定める有資格者を置くこと。

(4) 各種業務の責任体制を確立すること。

(5) 職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

## 5 業務の再委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

## 6 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行にあたり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

① 地方自治法

② 労働基準法をはじめ労働関係法令

③ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

- ④ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ⑤ 徳島県立南部防災館の設置及び管理に関する条例
- ⑥ 徳島県個人情報保護条例
- ⑦ 徳島県情報公開条例
- ⑧ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑨ その他関連法令

## 7 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、モニタリングを実施する。

また、指定管理者は、セルフモニタリングを実施する。

様式等詳細については基本協定書において定める。

### (1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後1か月以内に、本件施設の管理運営業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書、防災啓発業務の検証結果報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

### (2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、四半期ごとにセルフモニタリングを実施し、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

### (3) 実地調査

① 県は、施設の適正な管理運営を期すため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

② 県は実地調査の結果、改善が必要であると認められた場合は、必要な指示を行うことができる。

## 8 情報管理

### (1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

## (2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例に基づき罰則が適用される場合があること。

必要な措置の詳細については、基本協定書において定める。

## 9 情報公開

指定管理者は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2第1項の規定に基づき、当該施設の管理運営業務に関する部分について、県民からの情報公開請求に対応できるように、情報公開に関する規程等を設けなければならない。

### 10 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができる。なお、規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

### 11 危機管理対応

(1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、職員を指導すること。

(2) 指定管理者は、利用者の安全確保に努めなければならない。

ア 日常・定期点検を実施すること。

イ 設備の異常を発見した場合は、速やかに利用を中止すること。

ウ 緊急時に備えた訓練を徹底すること。

(3) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。

ウ 施設の利用を中止する必要が生じたとき。

エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

### 12 施設の使用許可

自動販売機の設置等施設の使用許可については、県が行う。

### 1.3 各種保険

#### (1) 火災保険

県が加入する。

#### (2) 施設賠償責任保険

ア 管理運営の瑕疵に係る賠償責任保険

(ア) 指定管理者が加入すること。

(イ) 補償額については、下記以上の保険に加入すること。

1名あたり限度額1億円

1事故あたり限度額10億円

イ 施設の瑕疵に係る賠償責任保険

県が加入する。

### 1.4 指定管理料及び経理等

#### (1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書（様式10-5-①）における指定管理料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

#### (2) 指定管理料の支払い

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき、県が支払う。

#### (3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規程を策定のうえ、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

### 1.5 原状回復義務

#### (1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を現状に回復しなければならない。

#### (2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

## 1.6 備品の管理

(1) 県は、資料⑥「備品一覧（予定）」に記載する備品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。

なお、1件10万円を超える県有備品の更新については、原則2者以上より見積書を徴収し、業者を決定するものとし、1者随契を行う際には業者選定理由を示すこと。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。ただし、1件20万円以下の県有備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施することとし、当該備品は県に帰属するものとする。

(3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達することとし、当該備品は県に帰属するものとする。

(4) 指定管理者は、任意に県有備品以外の備品を自らの負担において調達し、本業務実施のために供することができることとし、当該備品は指定管理者に帰属するものとする。

## 1.7 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜資料①～⑦を参照のこと。

### (1) 施設の運営業務

#### ア 共通事項

(ア) 業務の適正な履行のため、必要な職員を配置し、人員体制を確保すること。

(イ) 職員の勤務形態は、南部防災館の運営に支障がないよう定めること。

(ウ) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修並びに必要な知識、経験を積むことができる研修等を実施すること。

(エ) まぜのおかオートキャンプ場管理棟部分の管理運営にあたっては、案内業務の実施方法等について、同キャンプ場管理者と十分調整の上、実施すること。

#### イ 受付案内業務（接客対応、電話対応、団体対応、苦情対応等）

利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。

### (2) 普及啓発業務

#### ア 防災啓発業務

##### (ア) 研修会・学習会・講座等

南部防災館の設置目的を踏まえて、研修会・学習会・講座等について年間80回程度の開催を企画・広報し、実施すること。（資料④参照）

教育機関や事業者等に対して積極的に防災講座のPR活動を行い、徳島県立防災人材

育成センターにある地震体験車等を活用した防災講座（「押しかけ防災講座」）を実施し、防災啓発活動を推進すること。

南部防災館で、県南地域の自主防災組織間の交流及び意見交換会を実施すること。

(イ) DVD・ビデオ等上映

災害時の心得伝授のためのDVD・ビデオ上映等を行い、防災啓発を行うこと。（資料④参照）

(ウ) 展示

展示ケースにより非常持ち出し品や備蓄品の展示と、南海トラフ巨大地震発生による災害時の備え及び心得、過去の大地震・大津波等の被害写真等のパネル展示を行い、防災啓発を行うこと。（資料④参照）

また、年数回は展示内容を見直すこと。

(エ) 体験

体験コーナーでの擬似消火体験や救急救命に必要となる心肺蘇生法の体験を、希望者に対して行うこと。（資料④参照）

(オ) 広報

防災に関する普及啓発を積極的に進めるため、ホームページやチラシ等を適宜作成し、活用すること。

イ 利用促進業務（県の委託業務のほか、指定管理者が自ら行う業務（自主事業）を含む。）

(ア) 関係機関及び各種団体が実施する各種施策で、施設の設置目的に合致した事業との連携を図ること。

(イ) 自主事業は、原則として施設の設置目的に合致したものであること。

(ウ) 指定管理者が自主事業を行う場合は、事前に県の承認を得ること。

(3) 施設維持管理業務

ア 清掃業務

(ア) 南部防災館の衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽快な利用が確保できるよう、清掃業務を実施すること。

(イ) 日常清掃、定期清掃、特別清掃等の清掃内容による実施計画を作成、履行すること。

イ 修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等、1件（1箇所）につき20万円未満（年間23万円未満）の修繕について実施すること（指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等を修復するための費用については、別途指定管理者が負担するものとし、上記修繕費用には含まれないものとする。）。

ただし、1件20万円以下の備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施するものとする。

なお、1件10万円を超える県有備品の更新については、原則2者以上より見積書を徴収し、業者を決定するものとし、1者随契を行う際には業者選定理由を示すこと。

ウ 駐車場の管理（枝木の伐採等）

敷地内の施設・環境を維持することを目的として業務を行うこと。枝木伐採の際には、所有者との調整を行うこと。

(4) 施設警備業務

ア 機械警備

各種警報装置を設置し、盗難及び火災事案発生時の被害の拡大防止を図るものとする。機械警備実施に必要な警報装置等は、指定管理者の負担により設置するものとする。また、警報装置が正常に動作するよう指定管理者の責任において適宜点検を実施するものとする。

(ア) 侵入監視

1 階開口部（扉、窓）に、開閉を感知するセンサーを設置し、事務所等内部に関しては、不審者の侵入を空間で感知するセンサーを設置すること。

2 階に関しては、屋外階段扉及び階段窓に開閉を感知するセンサーを設置し、各執務室には不審者の侵入を空間で感知するセンサーを設置すること。

(イ) 火災監視

自動火災報知設備の接点に接続し、全館の火災異常を監視すること。

イ 巡回警備

夜間不定時にまぜのおかの敷地内にて巡回を週 1 回程度実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

(5) 機械設備保守点検

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な日常点検、定期点検及び修繕等を実施すること。（資料⑤参照）

(6) その他管理に関し必要な業務

災害が発生し、又は発生するおそれがある際に、県が災害対策のために南部防災館の施設等を使用する場合には、災害応急対策実施体制への速やか、かつ円滑な移行を確保するとともに、災害対策のうち支援可能な業務等について、支援を行うこと。

また、現地災害対策本部の設置・運営により、平常時より増加した経費については、県が負担することとし、当該年度の指定管理料に加算することとする。なお、加算額については、その都度、県と指定管理者の協議により決定する。

1 8 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
①	施設設備の維持管理（清掃等を含む）	○	
②	機械設備の保守点検	○	
③	敷地内の環境保全	○	

④	安全衛生管理	○	
⑤	物品の保管・管理	○	
⑥	利用促進事業の企画、運営	○	
⑦	施設設備の修繕	○	
⑧	施設設備の大規模な修繕		○
⑨	事故、火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
⑩	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		○
⑪	施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任	○	
⑫	火災保険加入		○
⑬	任意保険加入	○	
⑭	包括的な管理責任		○

## 19 業務不履行時の手続き

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県はモニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県は改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。  
違約金の設定については、「徳島県立南部防災館管理運営に関する基本協定書（案）」の別紙3「業務不履行時の手続き」を参照すること。
- (5) 県は（1）から（4）を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

## 20 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

以上

資料① 施設配置図

資料② 令和元年度～令和5年度支出の状況

資料③ 管理運営体制

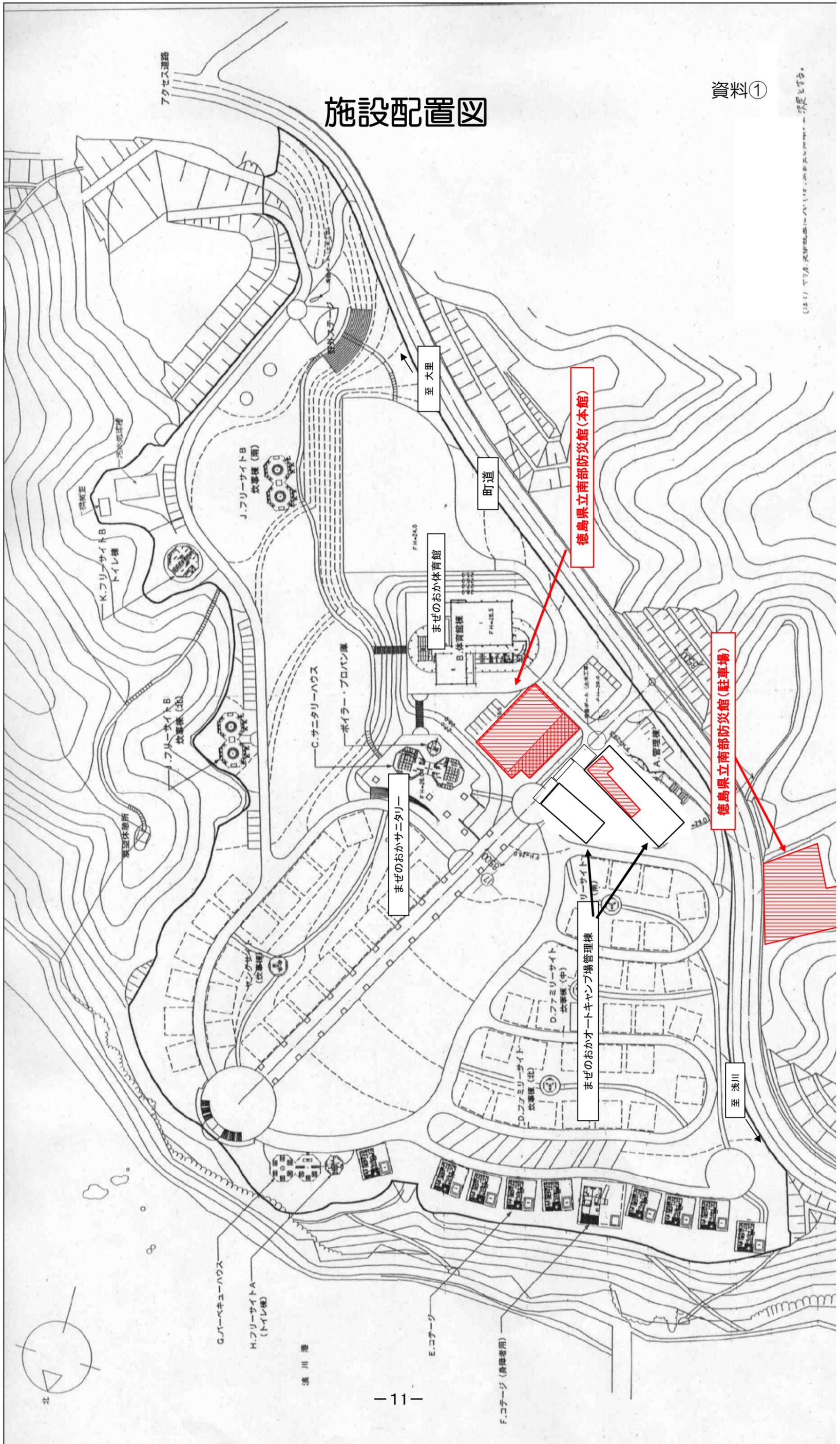
資料④ 啓発業務に関する業務基準書

資料⑤ 維持管理に関する業務基準表

資料⑥ 備品一覧（予定）

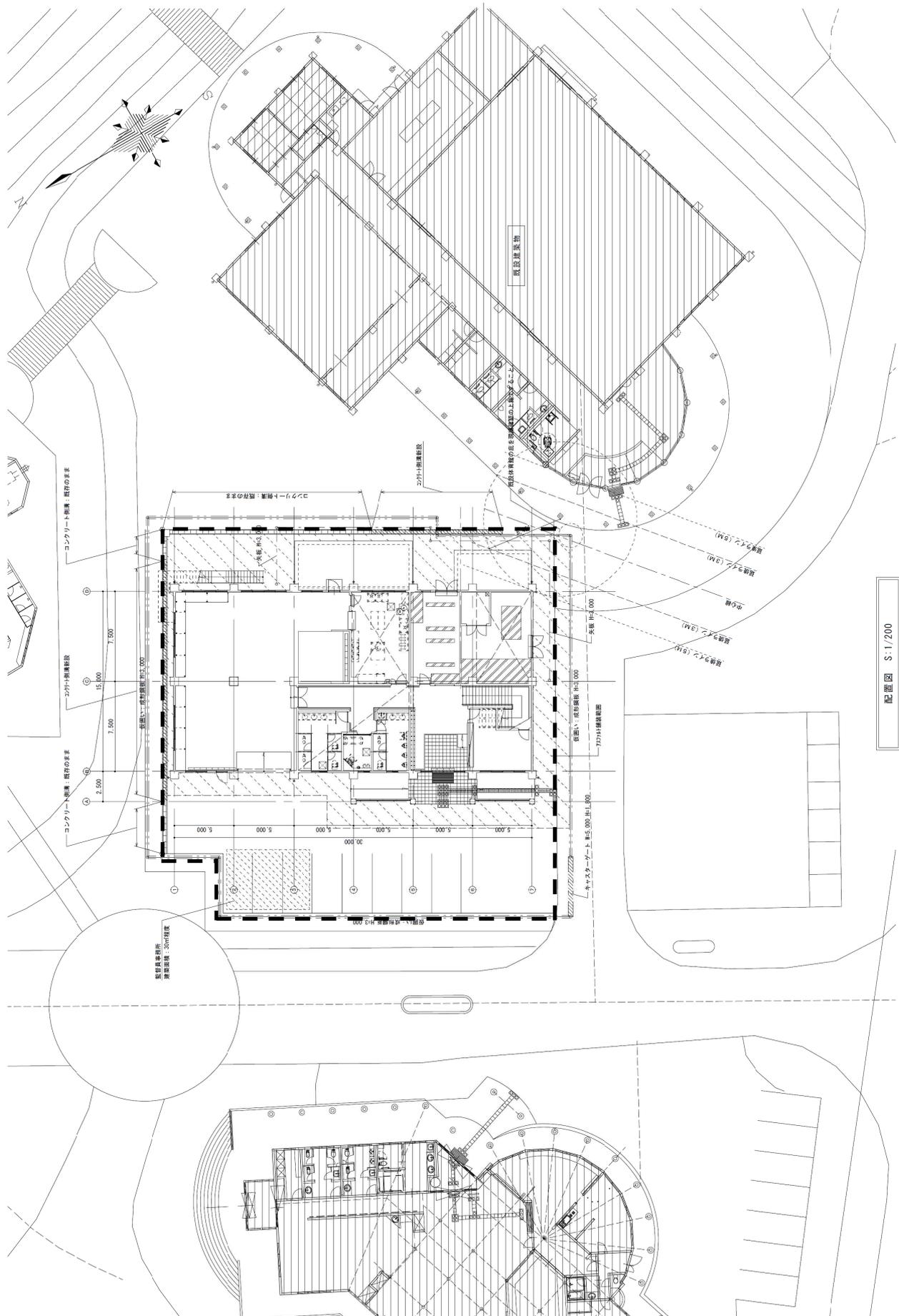
資料⑦ リース物件一覧

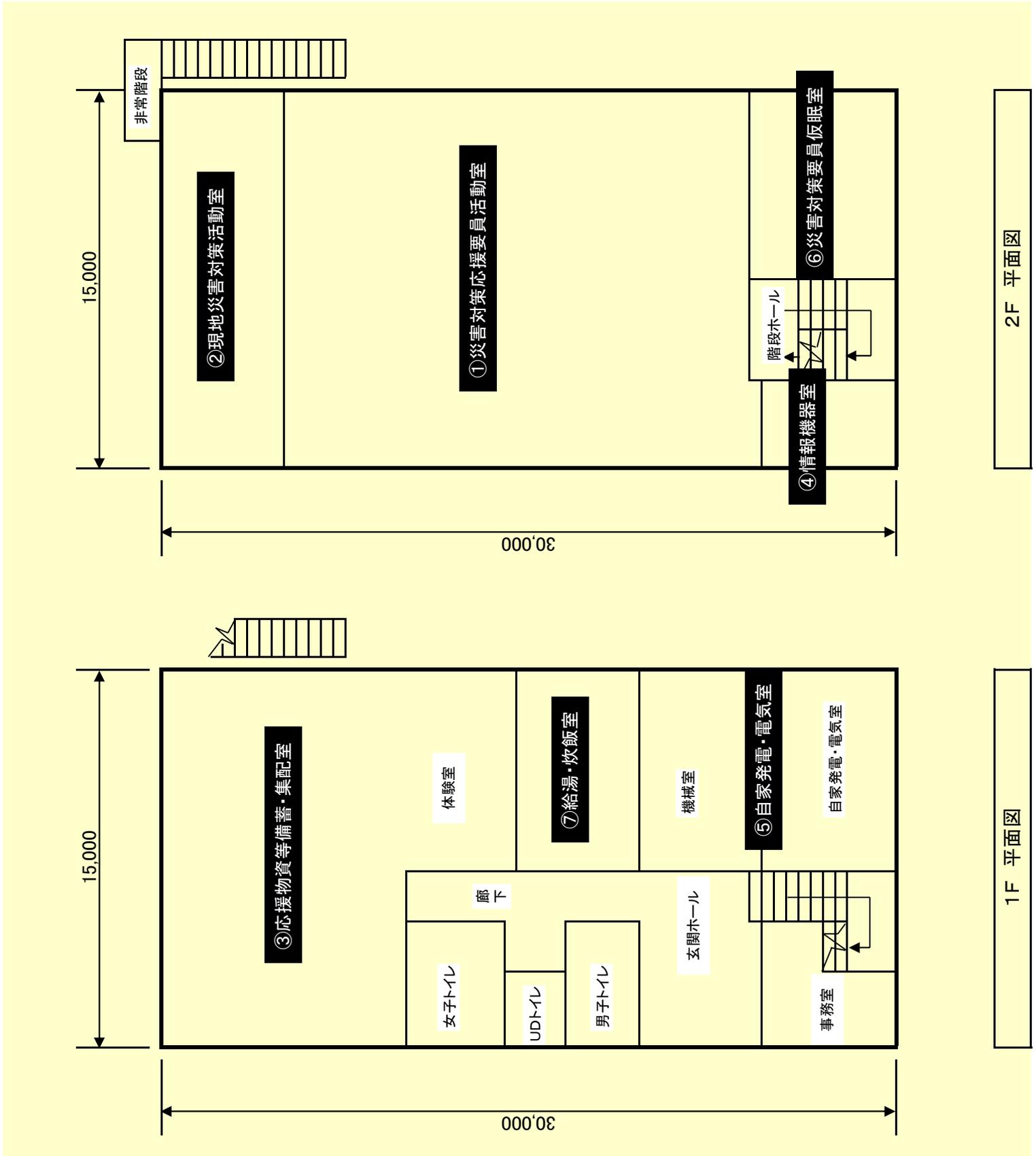
# 施設配置図



# 徳島県立南部防災館（本館）配置図

資料①

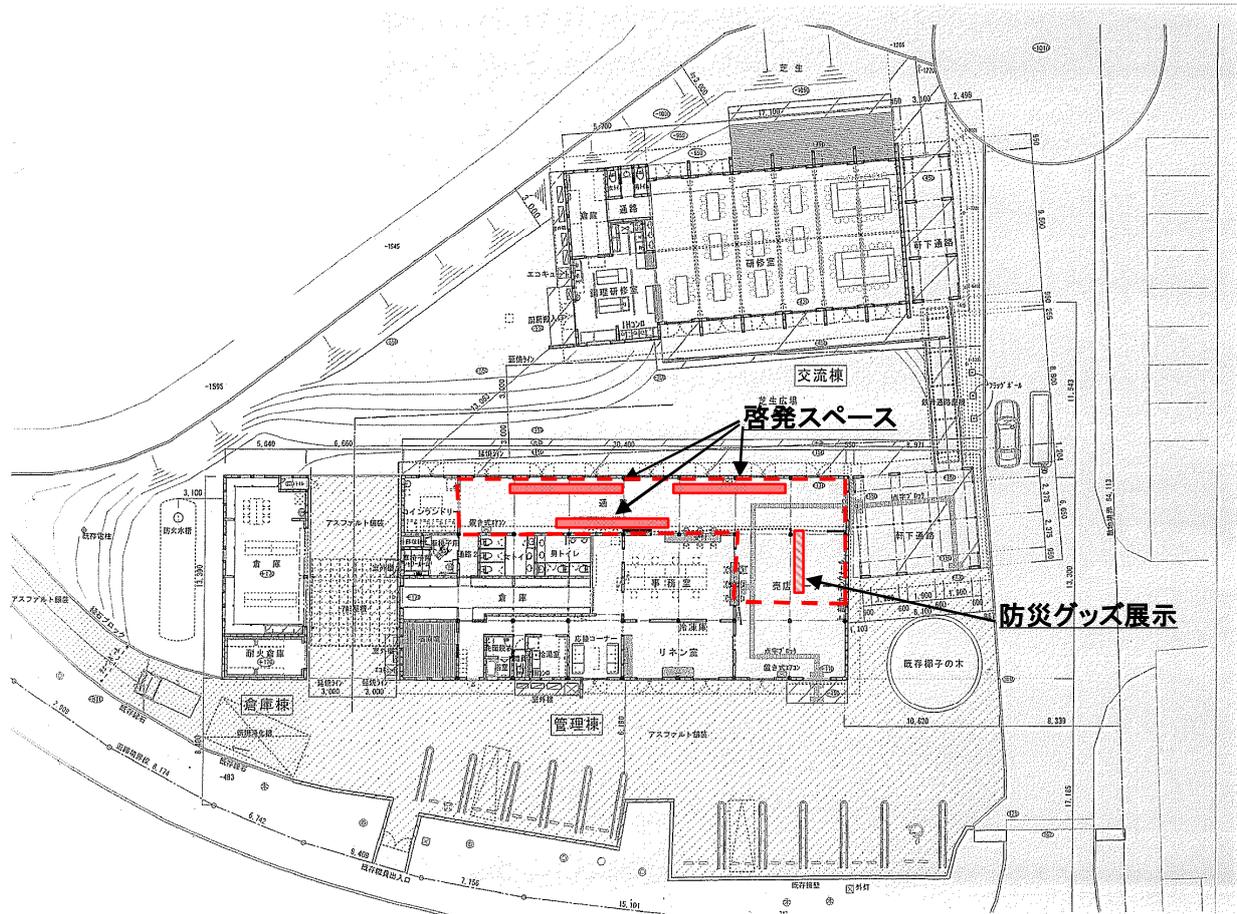




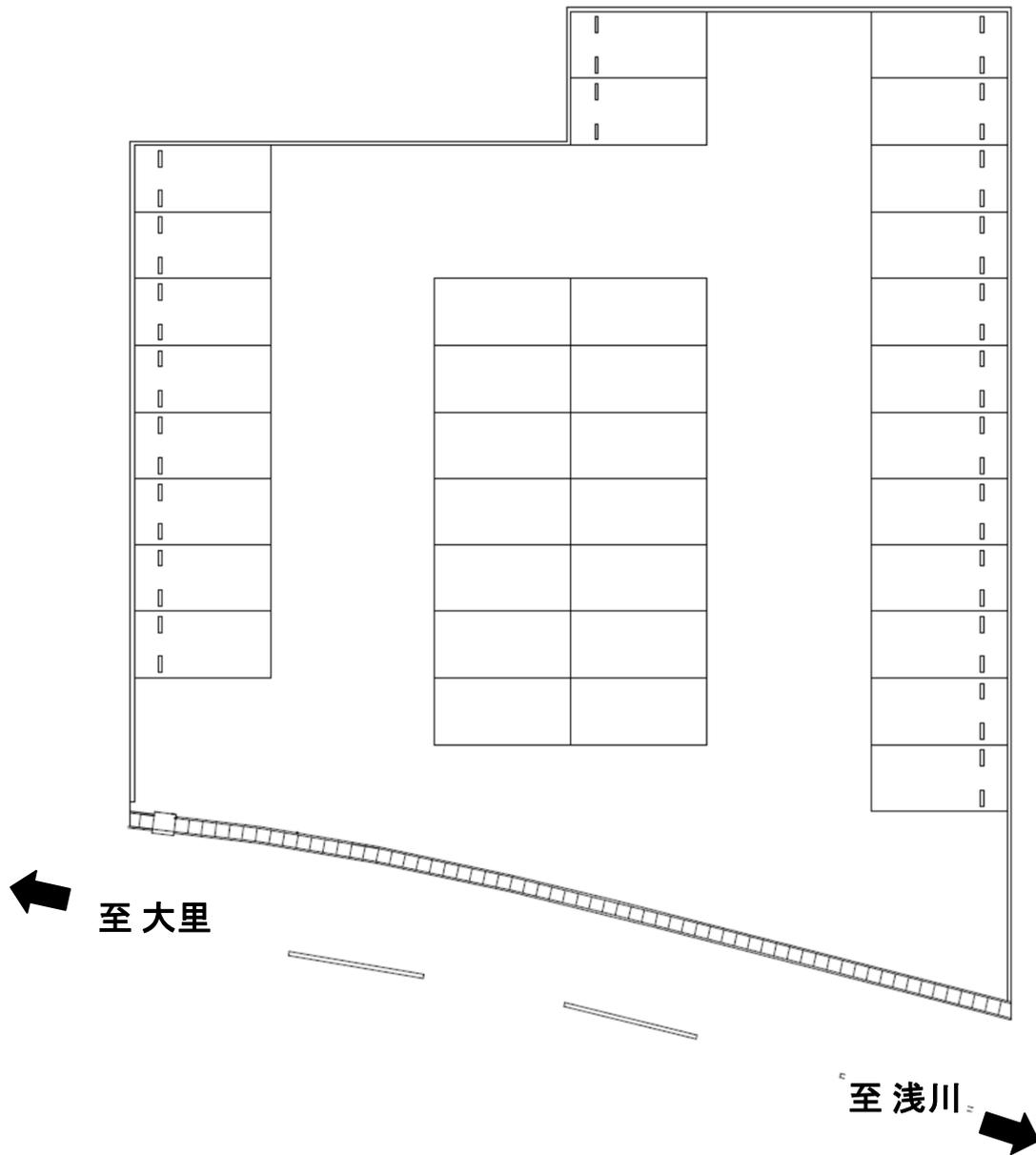




# まぜのおかオートキャンプ場管理棟



# 徳島県立南部防災館（駐車場）



## 徳島県立南部防災館支出状況

(単位:千円 税込み)

	R1(実績)	R2(実績)	R3(実績)	R4(実績)	R5(見込)
人件費	6,211	7,936	6,533	8,061	8,617
共済費	1,034	1,279	1,089	1,358	1,368
報償費	36	0	0	0	100
旅費	41	78	68	98	100
需用費	3,054	1,994	2,257	2,390	2,622
役務費	387	490	411	413	497
委託料	782	786	1,083	786	787
使用料及び賃借料	290	65	88	89	90
負担金及び交付金	34	36	36	33	36
備品購入費	445	260	1,166	0	50
公課費	0	9	0	0	5
合計	12,314	12,933	12,731	13,228	14,272

## 徳島県立南部防災館 運営体制

### 人員の配置について

職員 3名（3名以上を配置することも可）

- ・内1名は管理責任のある者を配置すること。
- ・開館時には、職員を常時配置すること。
- ・各種啓発業務の実施に資する知識若しくは経験を有する者の配置に努めること。

### 主な業務について

- ・来館者の対応、案内等
- ・企画事業実施に関する業務
- ・広報に関する業務
- ・防災啓発に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務

## 啓発業務に関する業務基準書

徳島県立南部防災館の防災啓発について

(1) 研修会、学習会、講座など

①～④の内容の研修会、学習会、講座などを全体で80回程度の開催を行う。

研修会等の開催にあたっては、参加者に対しアンケート調査等を行い、四半期ごとにその効果を検証し検証結果をもとに県と協議を行うこととし、セルフモニタリングの報告に合わせて実施する。また、協議内容及び最新の知見をふまえた内容を業務に反映し向上を図ること。

年度検証結果は事業報告書に含めて報告すること。

①自主防災組織研修会

(内容)

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織であり、地域防災力を高めるためには、自主防災組織の一層の充実強化が必要である。

このため、防災訓練などの活動の活性化を支援する研修会を自主防災組織を対象として年15回程度開催する。

また、県南地域における自主防災組織間の交流及び意見交換会を開催する。(年1回程度)

(参考) カリキュラム例

- ・防災知識の普及
- ・自主防災組織の育成強化に向けたリーダー養成
- ・応急手当訓練
- ・HUG (避難所運営ゲーム)

など

②小・中学生の防災学習教室

(内容)

未来を担う子ども達に、災害時に必要な防災学習を実施することで、大規模災害発生時の対応能力向上を図る。

また、学習・体験を通じて地域の児童・生徒が自ら考え自主的に行動し、お互いに助け合い協働する大切さを学び、将来に向けての防災への関心を持たせることにより防災意識の向上を目指す。

このため、対応能力と防災意識の向上を図る防災学習教室を、小・中学生を対象として年35回程度開催する。

(参考) カリキュラム例

- ・DIG (災害図上訓練)

- ・救命救急法
- ・応急担架作成法
- ・炊き出し訓練
- ・プライバシー保護用壁作製法
- ・防災クイズ
- ・緊急地震速報対応訓練

など

### ③各種団体（事業者・福祉関係団体等）向け学習会

（内容）

事業者・福祉関係団体などの組織的な取組みを必要とする団体に対して、南海トラフ巨大地震の知識を普及するとともに、事業者及び福祉関係団体等に必要とされる防災知識を伝え、平常時から災害時の組織的な対応を学習することにより、災害意識及び災害対応能力の向上を図る。

このため、防災意識と対応能力の向上のための学習会を、事業者・福祉関係団体などを対象として年15回程度開催する。

（参考）カリキュラム例

- ・南海トラフ巨大地震の被害想定
- ・救急救命講習（心肺蘇生法、AED使用方法）
- ・避難誘導等

など

### ④一般住民向け学習会

（内容）

大規模災害時においては、自らの生命を自ら守ることが重要である。このため、住民一人ひとりに防災に関する知識の普及や防災意識を向上させるため、学習会を一般住民対象として年15回程度開催する。

（参考）カリキュラム例

- ・防災講座

など

### ⑤地震体験車を活用した「押しかけ防災講座」等の実施

（内容）

南部防災館では、徳島県立防災人材育成センターにある地震体験車等を活用して、県南地域の保育所や幼稚園、あるいは事業者等を訪問し、地震体験と併せて防災講座を積極的に実施する。

押しかけ防災講座は年20回程度実施する。（押しかけ防災講座の実施回数は上記①～④の実施数にカウントする）

## カリキュラム例

### ○いのちを自分で守る（自助）

（項目）

- ・身近でできる防災対策
- ・耐震診断と補強化のすすめ

（内容事例）

- ・個人の平常時対策（家庭防災対策会議、備蓄品、避難計画、安否確認計画）
- ・住まいの耐震化（耐震診断、家具固定、建物耐震化、耐震規定）
- ・個人の災害発生時対応（身体防護、火気管理、脱出援助、避難、安否確認連絡、外出時対応などの要領）

### ○地域で活動する（互助・協働）

（項目）

- ・避難と避難所運営
- ・地域の防災活動
- ・災害とボランティア活動
- ・救助技術を身につける
- ・訓練と防災研修

（内容事例）

- ・地域の防災活動（自主防災組織、学校での防災活動、防災教育・訓練、普及活動、各地の活動例）
- ・避難所（標示、開設・運営要領、物資調達・分配）
- ・ボランティア（活動の流れ、活動要領、具体的活動例）、緊急救助技術を身につける（災害現場における救出・防火技術、要援護者の救助・誘導技術）
- ・災害復旧・支援制度（人・企業・産業）

### ○災害発生のしくみを学ぶ

### ○災害に係わる情報を知る（情報）

### ○いのちを守る（救急）

（内容事例）

- ・応急手当の基礎知識
- ・心肺蘇生法、AEDの操作方法、出血時の止血法、傷病者管理法、けが・骨折の応急手当、運搬法等

### ○防災カフェ

## (2) DVD・ビデオ等上映

(南部防災館本館)

玄関ロビーのモニターにより、南海トラフ巨大地震に関する基礎知識を中心とした啓発映像をDVD・ビデオ等により常時上映して、来場する施設利用者に対して随時啓発を行う。

一般住民等を対象とした、DVD、ビデオ上映会を年12回程度開催する。

## (3) 展示

(南部防災館本館)

1階玄関ロビーの事務室前に設置する展示ケースに、非常用持ち出し品や備蓄品の展示と、玄関から備蓄集配室への廊下や2階部分で、南海トラフ巨大地震に関する基礎知識を中心として、南部圏域の過去の大地震・大津波等の被害写真、南部防災館の説明、県・市・町の防災対策事業、防災訓練等のパネル展示により、来場する施設利用者に対して随時啓発を行う。また、展示内容を固定化させないために、防災用品を取り扱う事業者等に展示スペースを無償提供して、展示内容の多様化を図るため、展示物を適宜入れ替える。

防災Q&Aコーナーを設置して、施設を利用する大人や子供に遊び心で防災知識を知っていただき、もしもの時の備えなどを、来場する施設利用者に対して随時啓発を行う。

防災書籍・映像資料などを紹介するコーナーを設置して、紹介するとともに、その場で、閲覧したい人に対して随時貸し出しを行い、防災知識の普及を行う。

(まぜのおかオートキャンプ場管理棟)

管理棟内に設置する展示ケースにより非常用持ち出し品や備蓄品の展示と、南海トラフ巨大地震発生による災害時の備え及び心得、家具転倒防止、自主防災組織などを中心としたパネル展示により、来場する施設利用者に対して随時啓発を行う。

なお、本館と同様に展示ケースの内容は適宜入れ替えを行う。

## (4) 体験

水消火器による擬似消火体験、救急救命に必要となるレサシアン（訓練用人形）を使った心肺蘇生法等を、来場する施設利用者の希望者に対して体験させる。

## 施設等の維持管理に関する業務基準表

項 目	実施内容	根拠法令等	実施回数等
①防火管理	館内防火対策	消防法(第8条) 消防法施行令(第1条の2)	防火管理者の選任 消防計画の作成
②浄化槽維持管理	浄化槽保守点検	浄化槽法(第10条第1項) 浄化槽法施行規則(第6条第2項)	3月に1回(年4回)
	浄化槽清掃	浄化槽法(第10条第1項)	年1回
	浄化槽法定点検	浄化槽法(第11条第1項)	年1回
③受水槽維持管理	受水槽清掃	水道法(第34条の2第2項) 水道法施行規則(第24条第1項)	年1回
④自家発電施設保守管理	自家用電気工作物保安管理(高压受電業務を含む)	電気事業法(第42条, 第43条)	保安規定策定・実施 電気主任技術者の選任
	自家発電保守点検	※電気事業法(第42条)に基づき、設置者が策定する「保安規定」に基づき実施	年1回
⑤消防用設備保守管理	消防用設備保守点検	消防法(第17条の3の3) 消防法施行令(第36条) 消防法施行規則(第31条の6)	機器点検：半年に1回 総合点検：1年に1回
⑥地下燃料タンク管理	地下貯蔵タンク定期点検	消防法(第14条の3の2) 危険物の規制に関する政令(第13条第1項第1号) 危険物の規制に関する規則(第62条の4第1項, 第62条の5の2第2項第1号)	年1回(定期点検(目視等)) ※気密検査(要外部委託)は、 15年を超えないもの：3年に1回 15年を超えるもの：1年に1回
	地下燃料タンクの適法な取扱	消防法(第13条第3項)	危険物取扱者の選任
⑦受水槽減菌設備管理	受水槽減菌設備点検	※規定なし	塩素管理(随時) 消耗部品交換(年1回)
⑧空調設備保守管理	空調設備機器点検整備	※規定なし	年1回
⑨施設警備	施設警備	※規定なし	休日・夜間等
⑩館内清掃	館内清掃	※規定なし	随時
⑪駐車場維持管理	駐車場清掃及び枝木の伐採	※規定なし	随時 ※枝木伐採の際は所有者と要調整
⑫施設・備品修繕	施設・備品の計画的修繕及び発生した不具合の修繕	※規定なし	随時
⑬廃棄物処理	廃棄物処理	※規定なし	随時
⑭無線局	無線局の維持管理	電波法(第2条5項)	電波法第2条6項に基づく無線技術者の選任(3級陸上特殊無線技士以上)
⑮建築物等の定期点検	建築物及び建設設備の定期点検	建築基準法(第12条2, 4項) 建築基準法施行規則(第5条2, 第6条2)	建築物：3年に1回 建築設備：1年に1回

## 備品一覧

注) 今後の整備過程において、追加・削除する場合があります。

## No. 1 災害対策応援要員活動室・現地災害対策活動室

整理番号	名 称	数 量	備 考
1	机	80台	
2	椅子	125脚	
3	椅子台車	6台	
4	ホワイトボード(管内地図)	1台	
6	白板	6台	
7	演台	1台	
8	マイク(マイクスタンド含む)	2本	
9	ワイヤレスマイク	3本	
10	タイピンワイヤレス	1本	
11	清掃用(掃除機)	1台	
12	電話台	1台	
13	プロジェクター	1台	
14	スクリーン	1台	
15	ポータブルスピーカー	1台	
16	清掃用(ゴミ箱)	1個	
18	壁掛け時計	2台	
19	椅子	50脚	
20	椅子台車	2台	
21	マイクロホン延長コード	1本	

## No. 2 災害対策要員仮眠室

整理番号	名 称	数 量	備 考
22	AEDリトルアントレーニングシステム	2セット	
23	レスポントレーニングシステムスキルアップモデル(全身)	1セット	
24	和机	8台	
25	テレビ台	1台	
26	壁掛け時計	1台	
27	座布団	16枚	
28	TV(25型)	1台	

## No. 3 給湯・炊飯室

整理番号	名 称	数 量	備 考
29	電気炊飯器(3升)	2台	
30	電子レンジ	3台	
31	電話台	1台	
32	調理用品(なべ)	3個	
33	調理用品(やかん6L)	1個	
34	調理用品(やかん3L)	2個	
35	調理用品(フライパン30)	1個	
36	調理用品(ボール)	2個	
37	調理用品(ザル)	2個	
38	調理用品(蓋付バッド)	6個	
39	調理用品(包丁)	6本	
40	調理用品(まな板)	3枚	
41	調理用品(菜箸)	2本	
42	調理用品(お玉)	3本	
43	調理用品(泡立て)	2本	
44	調理用品(カスあげ)	2個	
45	調理用品(起こし返し)	2個	
46	調理用品(しゃもじ)	2個	
47	清掃用(ゴミ箱)	1個	
48	簡易食器(スプーン)	150本	

49	簡易食器（食器セット）	40セット	160人分
50	壁掛け時計	1台	
51	タオルハンガー	1個	
52	三角コーナー	3個	
53	タワシ入れ	3個	
54	バスケット	2個	

55	水切り	3個	
56	バスケット	2個	

No. 4 事務室・玄関・廊下・管理棟・体育館

整理番号	名 称	数 量	備 考
57	ビデオカメラ（画像伝送装置）	1台	
58	台車（150kg）	1台	
59	台車（300kg）	1台	
60	傘立て（48本立て）	1台	
61	掲示板	1台	
62	展示パネル（クロス／有効パネル）	12台	
63	展示パネル（木製パネル）	7台	
64	車椅子	2台	
65	車椅子用階段昇降機	1台	
66	事務用机	3台	
67	事務用机椅子	3脚	
68	ロッカー	1台	
69	キャビネット1	4台	
70	キャビネット2	3台	
71	雑誌架	1台	
72	AED収納ボックス	1台	
73	シュレッダー	1台	
74	ラベルライターテプラ	1台	
75	折りたたみ式傘立て	1台	
76	三脚（画像伝送装置）	1台	
77	啓発パネル（A1）	60枚	
78	スリッパ	125足	
79	清掃用（ゴミ箱）	2個	
80	清掃用（ゴミ箱）	2個	
81	清掃用（ブラシ柄、ブラシ）	1本	
82	清掃用（便器用たわし）	1本	
83	清掃用（バケツ）	1個	
84	清掃用（ホース）	1個	
85	清掃用（ほうき）	2本	
86	清掃用（ちりとり）	1個	
87	清掃用（モップ柄、ワイパー、モップ）	1本	
88	清掃用（モップ用バケツ）	1個	
89	清掃用（トイレポット）	5個	
90	清掃用（ラバーカップ）	1本	
91	壁掛け時計	2台	
92	FR2小児用除細動パッド	1パック	
93	ポスト	1台	
94	ドアストッパー	4個	
95	温湿度計	5個	
96	ドリル&ドライバーツールセット	1セット	
97	ホリデーツールセット	1セット	
98	L型カード立て	46個	
99	キーボックス	1個	
100	デスクマット	3枚	
101	軽あげ強力パンチ	1台	
102	ホッチキス	1台	
103	ペーパーカッター	1台	
104	ラミネータ	1台	
105	環境対応USBケーブル（L=5m）	1本	
106	環境対応USBケーブル（L=3m）	2本	

107	USB2.0 手動切替器	1台	
108	カテゴリ5e 単線 LAN ケーブル (L=5m)	10本	
109	掲示板 (木製)	1台	

No. 5 防災啓発用書籍及びCD等

整理番号	名 称	数 量	備 考
110	啓発用DVD(東京書籍)	1枚	
111	啓発用DVD(東京書籍)	1枚	
112	啓発用DVD(博映商事)	1枚	
113	啓発用DVD(博映商事)	1枚	
114	啓発用DVD(博映商事)	1枚	
115	啓発用DVD(博映商事)	1枚	
116	啓発用DVD(日本防災士会)	1本	
117	啓発用DVD(日本防災士会)	1本	
118	啓発用DVD(日本防災士会)	1本	
119	啓発用DVD(日本防災士会)	1本	
120	啓発用DVD(日本防災士会)	1本	
121	啓発用DVD(土木学会)	1冊	
122	啓発用DVD(土木学会)	1冊	
123	啓発用書籍(高知新聞)	1冊	
124	啓発用書籍(ポプラ社)	全6巻	
125	啓発用書籍(あかね書房)	全3巻	
126	啓発用書籍(イマジン出版)	1冊	
127	啓発用書籍(東京法令出版)	1冊	
128	啓発用書籍(ナカニシヤ出版)	1冊	
129	シロのないた海(旧海南町発行)	1冊	
130	震潮記(田井晴代発行)	1冊	
131	宿命の浅川港(旧海南町発行)	1冊	
132	海が吠えた日(牟岐町発行)	1冊	

No. 6 情報機器室

整理番号	名 称	数 量	備 考
133	電話機(衛星携帯電話)	2台	
134	パソコン	1台	
135	TV	1台	
136	TVチューナー	1台	
137	電話機(一般電話)	1台	
138	電話機(FAX兼複合機)	1台	
139	プリンター	1台	
140	机	5台	
141	大判インクジェットプリンター	1台	
142	パソコン	2台	
143	デジタルカメラ	2台	
144	大版プリンター専用スタンド	1台	
145	レーザープリンタースタンド	1台	
146	ネットワーク接続 LAN ケーブル	22本	
147	ネットワーク接続 HUB	8個	
148	ネットワーク接続 OA タップ	10個	
149	ネットワーク接続 コードリール	2個	
150	プリンター各種 トナー	1式	
151	双眼鏡	3個	
152	モニタ分配機(2分配)	1台	
153	環境対応ディスプレイケーブル	1本	
154	環境対応ディスプレイケーブル	2本	
155	SDHCカード(16G)	2枚	
156	トランシーバー	5台	
157	電話機(一般電話)	30台	
158	パソコン	9台	
160	TV(37型)	1台	

No. 7 防災グッズ展示品

整理番号	名 称	数 量	備 考
161	展示品 (拡声器)	1個	
162	展示品 (防災頭巾)	1個	
163	展示品 (安全靴)	1足	
164	展示品 (ゴーグル・マスク)	1個	
165	展示品 (ダイナモラジオライト)	1個	
166	展示品 (コンパス)	1個	
167	展示品 (簡易トイレエコポット)	1個	
168	展示品 (非常用簡易寝袋)	1枚	
169	展示品 (ツールライト)	1個	
170	展示品 (グローリーラジオ)	1個	
171	展示品 (エマージェンシポケット携帯トイレ)	1個	
172	展示品 (固形燃料ケイネン160)	1個	
173	展示品 (家具転倒防止固定ポール)	1個	
174	展示品 (ガラス飛散防止)	1個	
175	展示品 (家具転倒防止自在タイプ)	1個	
176	展示品 (家具転倒防止チェーンタイプ)	1個	
177	展示品 (開き戸タイプ 両扉用)	1個	
178	展示品 (エアゾール式簡易消火器)	1缶	
179	展示品 (すべりま専用II)	1個	
180	展示品 (あったかボンチョ)	1枚	
181	展示品 (OA 機器用耐震固定)	1個	
182	展示品 (非常食セット3A)	1式	
183	展示品 (救急セット C号)	1式	
184	家具転倒防止伸縮棒	1個	
185	転倒防止板 ふんばる君 2本入り	1組	
186	耐震ストッパー 2本入り	1セット	
187	飛散防止フィルム	1巻	
188	リングホルダー 2本入り	1セット	
189	開き戸ストッパー	1個	
190	家具転倒防止 自在タイプ	1個	
191	安全スリッパ	1セット	
192	Eコール レッド	1個	
193	スタンダードナイフ	1個	
194	緊急用呼び笛	1個	
195	パワーバー 交換用	1個	
196	マルチハサミ (アクティ8)	1個	
197	LEDヘッドライト	1個	
198	焚き火缶 3点セット	1セット	
199	食器セット 4人用 (箸付きディナーセット)	1セット	
200	カセットフー達人スリム・カセットガス 3本組	1セット	
201	着る毛布&エアーマット	1セット	
202	スティックパン 保存期間7年	5個	
203	モーリアンヒートバック 40gセット (発熱剤・加熱用袋)	1セット	
204	非常用持出袋セットA-2 (14点セット)	1セット	
205	救急セットポーチ (EMERGENCY PACK)	1セット	
206	アルミロールマット	1個	
207	モーリアンエコポット発熱剤・ボックス ・外袋3枚セット	1セット	
208	段ボール製 簡易トイレセット (トイレ ・トイレ袋・給水樹脂)	1セット	
209	非常食3食分セット 保存期間3年	1セット	
210	ラクラクテープパンツM 30枚入り	1袋	
211	缶入りカンパン	3個	
212	ビスコ保存缶 保存期間5年	10缶	
213	ダイアラップ・マイホイル	1セット	
214	カロリーメイト ロングライフ	1個	

215	ポカリスエットパウダー	1箱	
216	スーパーバランス	5個	
217	レスキューフーズセット	1セット	
218	レジャーセット 3人用	1セット	
219	固形燃料 400	1セット	
220	固形燃料 160	1枚	
221	ウエットティッシュ L	1個	
222	口腔ケア ウエットティ	1個	
223	介護タオル 26枚入り	1個	
224	非常用 保存ウエットタオル	1個	
225	尿取りパットスーパー 男性用	1袋	
226	尿取りパットスーパー 女性用	1袋	
227	携帯用トイレプルプル 3枚入り	1個	
228	6徳ナイフ	1個	
229	非常用持ち出し袋セット A-1 (15点セット)	1セット	
230	タタメットズキン	1個	
231	保護キャップ	1個	
232	グローリーラジオ	1個	
233	アクバランプ	1個	
234	LEDランタンライト	1個	
235	非常用コップローソク	1個	
236	女性用持出し袋セット (8点セット)	1セット	
237	にぎっ照るライトII	1個	
238	保存水 500ml	24本	

No. 8 備蓄集配室・体験室

整理番号	名 称	数 量	備 考
239	消火訓練用消火器	15本	
240	消火器水充填器機	1台	
241	電話台	1台	
242	エンジンカッター	1台	
243	エンジンチェーンソー	1台	
244	投光器	1台	
245	発電機 (燃料: ガソリン用)	1台	
246	油圧爪つきジャッキ	1台	
247	担架	3個	
248	タクチカルライト	3台	
249	ショルダー型メガホン	2台	
250	折りたたみコンテナ	100基	
251	訓練まど	3基	
252	壁掛け時計	1台	
253	スツール	30脚	
254	ダイヤモンドブレード	1枚	
255	防塵タップ	3個	
256	ブルーシート	5枚	
257	ホース	3本	
258	サンダル	10足	
259	カラーコーンとバー	20組	
260	アルミ脚立 5段	1個	
261	アルミ脚立 3段	1個	
262	コードリール	3台	
263	誘導灯	10本	
264	ガソリン携行缶 (5L)	2缶	
265	発電機 (デンヨー GE-900P 燃料: LPガス用)	3台	
266	浄水機 (DCF-2ER)	1台	
267	PC (NEC)	2台	
268	電気まほうびん (ポット)	1台	
269	ハードディスク (4.0T)	1台	
270	AED本体	1台	

## リース物件一覧

現在のリース物件： デジタルフルカラー複合機 リコー imagioMP C3003

※リースを行う物件については、次の仕様を満たすものとする。

	リース物件	機能	備考
1	デジタルフルカラー複合機	コピー、ファックス、プリンタ、スキャナー機能	<p><b>【基本的な仕様】</b>            複写サイズ：A3～はがき            両面印刷対応            解像度：600dpi × 600dpi 程度            連続複写速度：毎分 25 枚程度                ※ A4 ヨコ、片面時            複写倍率：25～400%            給紙方法：手差し給紙                (100枚程度)                給紙テーブル4段                (1段550枚程度)            フィニッシャー：最大1000枚程度</p>